

きょうどう

2019年7月1日号
NO. 31

経営理念

- 一 納税者の権利を守り、経営と暮らしの発展をめざします。
- 一 憲法を擁護し、民主的・公正な税制と税務行政の確立をめざします。
- 一 地域と共存し、中小事業者と社会の発展に貢献します。



「夏空の鞍岳」

梅雨が来た。そして今後の日本を左右する夏へ！

社員税理士 田中芳幸

六月二六日梅雨入りが発表されました。農作物のために雨を待たれていた方も多かったことでしょう。やはり季節どおりに推移しないと心配になります。

心配といえば年金です。政府は「年金二〇〇年安心」と言ってきました。ところが金融庁の金融審議会の報告書で年金だけでは老後の資金を賄うことができず二〇〇〇万円の蓄えが必要という内容が明らかに。政府は慌ててその報告書の受け取りを拒否。自分たちの都合の悪いことは蓋をする隠蔽体質そのものです。さらに国会での追及でマクロ経済スライドという仕組みにより七兆円もの年金が今後削減されることが明らかになりました。

もう一つの心配は今年一〇月に予定されている消費税増税です。このまま予定どおり増税されれば、間違いなく景気を冷え込ませ経営と生活に深刻なダメージを与えることになります。政府はリーマン・ショック級の出来事が起きなければ増税を行うといっていますが、消費税増税そのものがリーマン・ショック以上のショックとなってしまうのです。

財源はあります。大企業に中小企業なみの法人税を納めてもらい、大株主優遇税制をただす。爆買いと言われているステルス戦闘機の購入などを止める。税と社会保障費について応能負担の原則を貫き、税の使い方を変えれば財源は出てくるのです。

安倍首相は、私たち国民の生活に直結する問題には背を向け、大企業、大金持ち優遇の政策を押し進めています。そして最後の大仕事として憲法を変え戦争する国づくりに突き進もうとしています。

安心して事業を続けられる、安心して暮らしていけるそんな社会、希望を持てる社会に変えていきたい。

この夏は、今後の日本を左右する夏になります。ひとりひとりがじっくり考え行動するときです。

【顧問先訪問】

法人名：一般社団法人フィレール

所在地：山鹿市方保田日置 648-1

代表者：松見尚寛

電話：0968-41-7780



今回の顧問先訪問は山鹿市で「放課後等デイサービスふいる」を運営する一般社団法人フィレールさんにお邪魔しました。平成30年5月設立、事業所の開設が平成31年1月と出来立てほやほや40才の若き社長さんにお話を伺いました。

Q 社長の経歴をお聞かせください。

A:大学時代、重度障害者の在宅介護のアルバイトを経験したことがきっかけで障害福祉のやりがい、面白さに目覚めました。23才の時、当時から「福祉先進県」と言われた滋賀県にてNPO法人の立ち上げに参加し障害者居宅介護支援事業所のサービス提供責任者として勤務しました。10年ほど前に熊本にUターン後は障害者生活介護事業所、就労支援事業所、障害者支援施設などで働いた後、準備期間を経て昨年5月に一般社団法人の設立となりました。

Q 法人設立の経緯などお聞かせください。

A:山鹿鹿本地域に医療的ケアや重度の障害のある子供の利用できる児童通所サービスがなかったことから自分でやろうと決意しました。重度の障害を持つ多くの子どもが地域の学校に通えていない現実があり、抱える家族は気の休まる間もなく心身の疲労を蓄積させています。そんな家族の負担を軽減し社会参加を促進したい。何より子供たちの憩いの場となる事業所をとの思いから「フィレール」を立ち上げました。県への指定申請の手続きと同時に資金調達も初めての経験です。新規開業で当時無職の私がまとまったお金を融資してもらうのは大変な事だなと勉強になりました。



Q 日常の業務についてお聞かせ下さい。

A:定員が5名(登録は7名)で下は7才から上は高校生の子供さんに対し8名のスタッフで業務を行っています。日常的には13時過ぎから学校やご自宅へお迎えにあがり、施設に到着後は健康チェックに始まり必要に応じて医療的ケアも行いながらレクリエーション、入浴のお手伝い、おやつなどの時間を過ごし17時過ぎからご自宅へ送迎します。休校日は10時から16時の時間帯でご利用いただけます。



Q フィレールのモットーは？

A:医療的ケアが必要な子どもには適切な処置を行わないと命の危険も伴います。責任の重い仕事ですが私達のサービスで利用者、家族の生活が良い方向に変化し、障害を理由に諦めていた事が一緒に達成出来た時の喜びは格別です。「同じ立場だったら」と想像し「あったらいいな」と思うサービスを提供する。私の知人や友人を中心に集まって頂いたスタッフの皆さんにもこれをよく理解の上、業務にあたってもらっています。障害があっても自分が暮らす地域で当たり前のように生活ができる社会の実現を目指して一丸となって頑張りたいです。

編集後記：事業の拡張など計画はありますか？と聞くと「地域における利用者数の割合」から現在の事業形態での施設拡張は現実的ではない。それよりも「ふいる」を卒業(18才)した子ども達が大人になってからも通える場所が提供できないか考えています。とのお返事でした。単なる事業としてでなく関わった子どもの未来も含め深く見つめておられるなど感じました。学生時代から「福祉」ひとすじの松見さんとスタッフの皆さんの今後のご活躍に期待します。ありがとうございました。

低調に推移、消費税は増える一方

【所得税・消費税申告状況の前年対比】 30/29 (%) (件数は実数)

事業区分	申告所得税 (%)				消費税 (%)			
	件数	事業収入	事業所得	税 額	件数	課税標準	税 額	
卸 小 売 業	29	98	111	58	16	100	89	
建設・農林・製造業	183	103	100	129	90	106	120	
飲食・サービス業	60	99	96	99	13	93	100	
不 動 産 業	102	95	96	92	3	78	110	
合 計	417	101	99	108	133	104	114	
青白別	青色申告者	237	101	102	120	116	104	114
	白色申告者	180	99	90	91	17	106	108

【一人当たり納税額】 (円)

所得税		30年分	29年分
		青	341,700
白	230,300	252,100	
平均	293,600	270,800	
(100円未満切り捨て)			
消費税		30年分	29年分
		青	782,600
白	545,100	506,600	
平均	752,200	661,500	
(100円未満切り捨て)			

【所得税申告状況】 地域の主力産業の農畜産業・建設業がおおむね業況を維持し堅調ですが、他の事業は、事業収入(売上)は何とか前年並みを維持したものの利益につながらず、収益性の低下傾向が見受けられます。

【消費税申告状況】 建設・農畜産業の健闘で課税標準(売上)・税額を押し上げています。課税標準は4ポイントのUPだが納税額はこれを大きく上回る14ポイントの増加となっています。経費を切り詰めて利益を確保しようとするれば消費税が増えることにもなります。

53%が免税点以下!! 危急存亡の秋

平成30年分の確定申告者(以下「者」)のうち課税売上にあたる事業収入がある者で、その事業収入が1,000万円以下である者が53%と過半数となっていました。これらの者には消費税が10%となった後、事業継続のうえで大きな関門が待っています。

消費税の「基準期間」の課税売上高が1,000万円以下の場合は、免税事業者としてその年の消費税納税が免除されます。この10月から消費税が10%に引き上げられた場合、4年後の2023年10月から「インボイス方式」が採られることとなっており、そうなった場合免税事業者では通常の取引(営業)に参加できなくなり、取引から排除される(締め出される)こととなって経営が成り立たなくなってしまう。そうならないためには、自ら免税事業者の立場を捨てて「課税事業者」になる道を選ばなければ、事業の継続ができません。所得税の納税負担は無いか少額な場合でも、事業収入(売上)があればこれに対応した消費税負担がついてくることとなります。その前に事務処理のための準備にも費用がかかることにもなります。手間と経費の負担をしてまで消費税増税を受け入れるほどなら、いっそのこと廃業してしまおう—という選択さえ現れている状況があります。これほどの小規模な事業者の皆様に依存している共同経理にとっても、皆さん方の事業継続の如何がこれからの経営に大きな影響を及ぼすこととなります。まさに「危急存亡の秋(とき)」です。10%への増税をストップさせ、その後にくる様々な障害を呼び寄せず、安穏な営業と暮らしができるよう手だてを尽くしたいものです。

平成 31 年度税制改正

平成 31 年度税制改正について、主に顧問先の皆様の事業や生活に関係が深いと思われる改正点につきまして、取り上げてみました。参考にしてください。

I 個人所得課税

1. 住宅ローン控除の拡充

○ 消費税率の引上げ予定に伴い、2019 年 10 月 1 日から 2020 年 12 月 31 日までの間、消費税率 10% が適用される住宅取得等について、住宅ローン控除の控除期間が 3 年延長（改正前：10 年間 ⇒ 改正後：13 年間）となります。

○ 11 年目から 13 年目までの各年において、以下のいずれか少ない金額を税額控除します。

- ① 建物購入価格の 2/3
- ② 住宅ローン年末残高の 1%

【拡充のイメージ（一般住宅の場合）】



(注) 認定住宅の場合、入居1～10年目は各年、ローン残高 (最大 5,000 万円) の 1% を控除 (最大 50 万円)。

財務省ホームページより

1. 空き家に係る譲渡所得の 3,000 万円特別控除の特例の拡充

被相続人の居住用家屋やその敷地等を相続又は遺贈により取得した人が、2016 年 4 月 1 日から 2019 年 12 月 31 日までの間に譲渡した場合において一定の要件に該当するときは、その譲渡所得から最高 3,000 万円を控除できる制度で、今回の改正でその要件の一部が緩和されました。

○ 要件

- ① 被相続人が要介護認定等を受け、死亡の日の直前まで老人ホーム等に入所していたこと。
- ② 老人ホーム等に入所をした時から死亡の日の直前まで、その家屋について、その者による一定の使用がなされ、かつ、事業の用、貸付の用又はその者以外の者の居住の用に供されなかったこと。(2019 年 4 月 1 日以後の譲渡に適用)

1. ふるさと納税制度の厳格化

自治体から寄附者に対する過度な返礼品を抑制するため、これまでは、全ての都道府県又は市町村で適用することができましたが、改正後は総務大臣が指定した自治体に限られることになりました。(2019 年 6 月 1 日以後に支出された寄附金について適用)

II 資産課税

1. 個人事業者の事業承継税制の創設

個人事業者で都道府県知事の認定を受けた後継者が、2019年1月1日から2028年12月31日までの間に、先代事業者から贈与により一定の事業用資産を取得し事業を継続していく場合には、担保提供を条件に、贈与税及び相続税を猶予する制度が創設されました。

これまで法人の事業承継税制として同様の制度がありましたが、今回個人事業者に対し新たに制度が創設されました。

事前の届出等が必要になります。活用する場合には事前によく検討しましょう。

2. 民法改正に伴う配偶者居住権の創設

民法改正に伴い相続が発生した場合において、配偶者が従前居住していた建物に住み続ける権利である配偶者居住権（登記が必要）が認められました。

その改正により相続税の申告が必要な場合、その配偶者居住権を一定の方法により評価することが定められました。

III 法人課税

1. 中小企業向け設備投資減税の見直し

① 経営強化税制の改正

中小企業等経営強化法の認定を受けた中小企業者等が2017年4月1日から2019年3月31日までの間に生産性向上設備や収益力向上設備を取得して指定事業に供した場合には即時償却又は税額控除が受けられる制度で、対象範囲を明確化した上で2021年3月31日まで延長されました。

② 商業・サービス業・農林水産業活性化税制の改正

商業・サービス業等を営む中小業者等が認定経営革新等支援機関等による指導や助言を受け、2019年4月1日から2019年3月31日までの間に経営改善設備等を取得して指定事業に供した場合には特別控除又は税額控除を受けられる制度で、適用要件を厳格化した上で2021年3月31日まで延長されました。

③ 特定事業継続力強化設備等の特別償却制度の創設

自然災害が頻発する中、中小企業の災害による影響を軽減するため、中小企業者の事前対策の取組強化の観点から、防災・減災設備への投資に対し、特別償却制度が創設されました。

○ 要件

青色申告書を提出する中小企業者が、事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画に基づき、その計画書に記載された機械装置及び器具備品並びに建物附属設備の取得等をした場合には、その取得価額の20%相当額の特別償却ができる。

いま上げるべきではない！

参院選で消費税 10%ストップ 増税勢力にレッドカードを

★日本の景気は「悪化」

みなさん 内閣府が発表した「3月の景気動向指数速報値」から見た『国内景気の基調判断』は、6年2ヵ月ぶりに「悪化」に引き下げられ、4月の基調判断も「悪化」が継続されており、「月例経済報告」は景気判断を「下方修正」しています。さらに、7月1日発表の日銀短観も、景況感は2期連続で悪化となっています。

今年1月～3月のGDP(国内総生産)は実質0.5%のプラスにはなりましたが、家計消費や企業の設備投資など内需の悪化が現れていません。こうした状態で消費税を10%に引き上げれば、消費は一段と落ち込み、「景気後退」を加速して日本経済をさらに悪化させ、私たちの家計も中小企業の経営も大きな打撃を受けることは間違いありません。いま消費税を上げるべきではありません。増税ストップ！



ポイント? 商品券?
バラまくな増税するな

★「悪化」に手を貸した消費税

みなさん 消費税は、「日本財政の再建のため」「社会保障の安定、改善のため」と3%で導入され、現在8%にまで引き上げられても、国の税収はほとんど増えず、国や地方の借金は増え続け財政は改善されていません。

年金の支給年齢は60歳から65歳に5年先延ばしされ、国民年金の保険料は月額7,700円から16,410円と倍以上になっています。医療費は、本人窓口負担は1割から3割と3倍になり、高齢者医療費は定額800円から1～3割に増えました。負担は増え、給付は減る一方で、改善どころか悪くなるばかりが実態であります。社会保障も全く良くなってはいません。大企業や富裕層を優遇する法人税・所得税の減税の結果、減少した税収の穴埋めに消費税が使われたからです。消費税が、社会保障にも財政再建にも役に立っていないことが実態です。

★不公平・格差拡大の消費税

みなさん 消費税は、老若男女を問わず、貧富を問わずすべての国民に負担が及ぶ税金ですが、低所得者ほど負担が重いのが特徴です。大企業は税金を消費者に転嫁することができるために、1円も負担せずに済みます。しかも、輸出大企業にとっては莫大な還付金による、国からの実質的な補助金を受け取る好都合な税金であり、最大の不公平な税金です。憲法の示す「能力に応じた負担」の理念にも反するものです。

増税をストップして、消費に刺激を与えることによって、生産が増え雇用も拡大し、町の、地域の景気が元気になれば、税収が増えることにつながります。1機116億円もする戦闘機を147機も買うような、日本の防衛にとって必要のない、無駄な買い物をやめるなど、税金の集め方・使い方を改めれば、消費税に頼らなくても消費税収入を上回る財源が生み出されます。1兆7千億円もの戦闘機を買うために使われる消費税は、いま上げるべきではありません。消費税増税は不公平と格差を拡大するばかりです。増税はストップ！

★愚策の「増税対策」、増税中止こそ最良の対策

みなさん 過去2回の5%と8%への増税のとき、私たちは消費不況と景気の停滞を経験しています。安倍首相は増税による景気の腰折れを防止するためとして、様々な「対策」とともにこれへの莫大な税金をつぎ込んでいます。その「対策」なるものは、泥縄式で一時的なその場しのぎのものであり、対象となるのは一部に限定され、金持ちほど大きな恩恵を受ける本末転倒の対策であります。加えて「増税前の値上げは便乗値上げとはみなさい」として、政府の音頭取りで「駆け込み値上げ」を誘導し、生産と販売を支配している一部の大企業の飲食料品はじめ一部の物価や料金が、すでに6月初めから値上げされています。今回は税率2%の引き上げですが、その前に物価アップとなれば、私たち消費者への影響は消費税率引き上げの2%と物価値上げのダブルパンチとなります。このような愚策と税金をつぎ込む「増税対策」をとらなければならない増税は、中止することこそが最も有効な対策であります。増税のための対策をとらなければならない消費税は、いま上げるべきではありません。

★10%は経営と産業破壊へ

みなさん 今回の10%への増税は、中小企業・小規模事業者にとっては、税率のUPに止まらず複数税率の採用、その後にはインボイス制度が控えており、事務処理の負担を強いられ、さらには経営の継続に関わる死活問題を含んでいます。現在免税業者であっても、インボイスが実施されると「課税事業者」にならないと取引から排除されることになって、経営ができなくなるからです。そうなれば事業所得による納税負担は無いか少額でも、「売上」がある以上は消費税負担を免れません。消費税が経営を追い詰め、多数の中小企業・小規模事業者が廃業に追い込まれかねません。日本の産業基盤を破壊する10%増税はするべきではありません。

★参院選挙に「増税ストップ！」の意志を集中

みなさん 10%への消費税増税は「確定」したわけではありません。過去に2度増税を延期させています。現在の情勢も大変流動的です。政権内部からも「増税延期」を示唆する発言が出ています。10%への増税には、国民多数が反対し、企業・財界からも景気後退の懸念が示されています。6月初めの世論調査では、日本の景気は「悪化傾向」と捉えるのが57%、消費税の増税には6割が反対—という結果が示されています(6月9日付熊本日日新聞)。

では、今からでも増税ストップ!の可能性が有るのでしょうか?

当面する参議院議員選挙が、「10月消費税増税ストップ!」の大きなカギとなります。自民党の選挙公約が発表され、〔消費税率10%引き上げ〕が盛り込まれました。一方、5野党・会派と市民連合は、共通政策に〔消費税増税の中止〕を掲げました。

参議院選挙で「消費税増税」勢力にレッドカードを突き付け、「消費税増税中止」の勢力を多数にして現政権を包囲することにより、増税中止に追い込む展望が開けます。

あきらめず、可能性を追求して力を尽くしましょう。

10%への増税を行ったとしても、それで社会保障や日本の財政が良くなる保証はありません。国民の生活や事業者の経営は悪くなるばかりです。消費税を増税する大義はありません。いま消費税は上げるべきではありません。(荒尾寿味雄)

「2019年10月からの消費税10%中止を求める請願」の署名用紙を同封してあります。皆様のご協力をお願いいたします。

2019 南九州税理士会総会

6月21日(金)南九州税理士会総会が熊本市で開催され、当事務所の荒尾・田中両会員が出席し、それぞれ質問を行い意見を述べました。荒尾会員は、①大法人への電子申告の義務化が中小法人へ波及する可能性への問題意識を質し、所得税の青色申告特別控除制度に関連した税制改正が行われ、納税の義務を果たすうえで「電子申告」によるのか「紙の申告書」によるのかで、納税負担が違ってくることの問題点を指摘し、②消費税率が10%になった後インボイス制度が施行されることで、免税事業者が事業を継続するためには「課税事業者選択」を余儀なくされること、そのことは免税点制度のなしくずしの無効化で、法律の「変更」をすることなく制度を有名無実化することにつながることを指摘し、税理士会としてより具体的で積極的な発言と行動を要請しました。田中会員は、平成30年度決算に関して前期対比で差異の大きな収支科目についてその内容と原因を質問し説明を求めました。終了後恒例の懇親会が開催され、開催地の熊本県連会員有志によるパフォーマンスで盛り上がり、懇親と交流を行いました。



税務スケジュール

7月16日(火)

* 所得税の予定納税額の減額申請期限

7月31日(水)

* 5月決算法人の確定申告期限

9月2日(月)

* 6月決算法人の確定申告期限

* 個人事業者 31年分の消費税・地方消費税の中間申告期限

9月30日(月)

* 7月決算法人の確定申告期限

10月31日(木)

* 8月決算法人の確定申告期限

11月15日(金)

* 所得税の予定納税額の減額申請期限

12月2日(月)

* 9月決算法人の確定申告期限

* 所得税の予定納税額の納付期限
(第2期分)

共同経理では、専門の税務については勿論、皆さんの身の回りで起きた困り事や悩み事に対するご相談に応じてお役に立ちたいと願っています。「大変」にならない前に、お気軽にご相談にお出下さい。

◎ 生活相談にも応じます

皆さまの日常生活の面での困り事や悩み事について、ご相談に応じています。特別な調査等で日時や費用がかかる場合以外は無料です。また必要に応じて弁護士や専門家のご紹介を致します。

◎ 相続・贈与は事前のご相談を

相続や贈与といった親族間の財産の移転に関する事項は、事後的なご相談が殆どで、場合によっては親族間の争い「争族」になったり、納税面での大きな負担になったりします。

事前に対策することによって、無用の争いを避け、経済的な負担を軽減することが可能です。ご相談に対応して、最良の対策をご提案することが出来ます。不動産の売買や名義の変更などの際にも、事前にお気軽にご相談下さい。



お盆休 8月15日(木)

※ 無料法律相談のご案内

毎月10日(土・日・祝日は前後します)に弁護士による法律相談を受け付けています。ご希望の方は事前の予約をお願い致します。

今後の日程は、7月10日(水)・8月9日(金)・9月10日(火)
10月10日(木)・11月8日(金)・12月10日(火)となっております。

《受付：12時30分から 相談開始：13時から》

【編集と発行】

税理士法人 第一経営共同経理
〒861-1305 菊池市北宮 317-15
TEL 0968(25)1036
FAX 0968(24)5266

URL: <http://kyoudokeiri-tax.com>

参考にさせていただきますので、
所報「きょうどう」に対する、ご意見やご要望をお聞かせください。